
1970年

幼児教育の問題点

友 松 諦 道



一、早晚やつてくる私立の教員不足

幼稚園の振興七ヶ年計画が発足しかけた頃、中国地方の○市の市長さんにお会いしたことがある。市長さんの話だと、瀬戸内海に面した中都市にも七ヶ年計画の影響があつて、公立園を新設せよという声がにわかに高まつてきているという。○市は伝統のある町で既存の私立園が多く、なかには何十年という歴史を持つ園もあるので、公立をつくるとはいっても、これら既設園との調整をどのように運んでいったらよいか、板ばさみの立場に立つておられるようだつた。たまたま上京したこの機会に、東京周辺での現状を確かめた上、施設数ではるかに数の多い私立側がこの七

ヶ年計画をどのように迎えているのか、その実態もつかんで帰りたいようすだつた。わざわざ私共の園までみえての卒直なお話だったのでも、私もありようについての説明をしたわけだが、雑談をはじめての話のなかで、市長さんにいわれた一言が今でも記憶の底に残つてゐる。

「あなたの話で大要について理解することができたが、私立の動きのなかで一つだけ私の期待がはずれたことがある。それは、保母の待遇ですよ。給料だとか福祉面についてもっと力を入れてやらにゃあ、私立に人が集まらんでしょうが」

当時は幼稚園の教職員まで含めた私学の共済組合が発足して、すでに十年に近い実績を持っており、退職金社団の設立も都や県の助成に目鼻がつきかかった頃だつた。「市の仕事は万事公費で

① 昭和44年度地方交付税に計上されている公立幼稚園の1ヶ月人件費

(給与費) (日私幼事務局調)

(単位円)

	園長	教頭	教諭	雇用入
給 料	60,740	39,524	34,034	30,566
扶 養 手 当	92	92	92	896
暫 定 手 当	540	324	268	232
管 理 職 手 当	7,288	3,952	—	—
期 末 勤 勉 手 当	22,503	14,645	12,611	11,621
退 職 手 当	5,467	3,557	3,063	2,751
基 金 負 担 金	28	18	14	13
共 済 組 合 負 担 金	8,031	5,230	4,506	4,048
通 勤 手 当	934	934	934	—
計	105,623	68,276	55,522	50,127

② 昭和44年4月改定の保育単価(甲地)に計上されている保育所の1ヶ月給与額

(給与額) (日私幼事務局調)

(単位円)

	所長	主任保母	保母	雇用入
新 本 備	36,662	32,478	27,906	19,604
調 整 手 当	1,659	1,470	1,265	891
扶 養 手 当	197	197	197	197
期 末 手 当	14,123	12,519	10,768	7,588
超 勤 手 当	300	1,200	1,200	1,200
社会保険負担金	2,542	2,253	1,938	1,366
通 勤 手 当	333	333	333	333
計	55,816	50,450	43,607	31,179

③ 昭和45年東京周辺中小企業における新卒の初任給

(東京商工会議所調)

		大 学 卒		短大卒	高 校 卒		中 学 卒
		事 勿 販 売	技 術	事 勿 販 売	事 勿 販 売	技 術	生 産 販 売
決定初任給 (平均)	男	32,914	33,527	28,872	25,292	25,848	21,755
	女	30,814	32,738	26,991	24,374	24,924	21,367
上 升 率	男	13.7	13.7	14.2	15.8	17.0	17.4
	女	14.0	15.6	15.8	16.6	16.8	17.6

まかなえても、いまの私学はそのほとんどを父兄負担にたよらざるを得ない現状ですからネ……」私はそう説明したかったが、気持のどこかで一本とられたナと思つたのも事実だった。

それから四、五年たって、私のところも人手不足に悩むことになつた。まだ幼稚園にまで及んでいないが、関係している寺の事務所では女子事務員の補充ができずに困つてゐる。中高卒の人口が減つてゐる上に大学への進学率が高まつており、若い労働力の不足が目に見えてハッキリしてきた。新聞の募集欄に改めて目を通してみて驚くのは、若い人たちに支払われている給与額の上昇である。業種によつて多少のひらきはあるにせよ、その変動はまことにげしい。

幼稚園にまで及んではいないと書いたが、教員の不足はやがてここへもやってくる。そのとき一番困るのは私立幼稚園だろう。表の①②はいずれも日私幼の事務局調によるものであるが、これをみてもあきらかに、公立の幼稚園と保育所は大きなカサの下で守られている。私立の保育所もからくもそのカサの下に逃げこむことができたといえるだろう。厚生省の来年度の予算要求には保母の求人難に対処するため保母対策の費目が倍額、あるいはそれに近い数字で要求されている。保育界のこれから問題点の一つが、この予算の上にもあきらかにされてゐると受けとめて

もよいであろう。

表の③は東京周辺の中小企業の初任給であるが、四十四年度に東京都内の私立幼稚園は教員養成所卒（短大卒もこれに順ずる）の初任給を二万三千円以上と決めていた。四十五年度はおそらく二万三千円以上ということになると思うが、三千円以上と下限が決められるとだいたい平均は三千円ないし四千円というところに落ちつくのがこれまでの例である。保育科短大の増設や養成所の学生増で二年、二年の需給は求人側の園に有利にはたらいているが、このような傾向がいつまでも続くものではない。上述の市長さんの言葉ではないが、よい教育もそれを背後からしっかりと支えてくれるもののがなければ、早晚崩れてしまうだろう。

私立幼稚園の経営が曲り角にきている——。わが園のことも含めてそれを実感として受けとめている昨今である。

二、就学年齢を五歳からとする動き

私立の経営が曲り角にきている——そればかりではない。児童教育そのものが、まもなく大きな変貌を受けようとしている時代である。

私立幼稚園の全国理事会が開かれたのはつい先だってのことだ

が、その会議で終始問題にされたのは、中央教育審議会がさきに公表した学校制度改革についての中間報告だった。この審議会は昭和四十二年に文部大臣の諮問を受けて、四十五年三月までに「わが国の学校教育について」過去の実績をふまえながら、将来の発展のために「基本的な態度」を明確にうち出そうとしている。

当然、就学前教育についても検討が行なわれているわけだが、

そこには幼児教育の場にあるものにとって、看過できない事項がいくつか含まれていてることを注意しておきたい。

問題の一は、小学校への就学年齢をいまの六歳から五歳に引下げたらどうかという考え方である。中間報告には、「五歳児と六、七歳児とが発達的に近似しているにもかかわらず、教育制度上の取り扱いに関連がとぼしい」「小学校入学の始期を満六歳としていることの可否については、理論的または実証的な研究がとぼしい」などとあるが、これらの項目がとりあげられているのは、五歳入学を期待する空気が審議会の底を流れているからであろう。

五歳就学には、二色の考えがあつて、(1)は従来の六・三・三制を五歳から始めて一年早く卒業させるという方法、(2)は小学校を五歳から始めて五・四・四制とする方法で、どちらも中学卒までなら従来より一年早く卒業できるわけだ。若年の労働力を得るために産業界が双手をあげて賛同するにちがいない考え方である。

問題の二は、三歳児保育の効果についてのことであつて、中間報告では「就学前教育の期間は、半年や一年より二年のほうに良い効果がみられるので……四歳児から始める方がよいということは一応いえるが、三年保育の効果については判断できる材料が不足しているので、三歳児から始めるべきかどうかについては、結論的なことは言えない」とある。

この審議会には、問題が就学前教育にまで及んでいるのに、幼稚園側からは公私とも一人の代表も送っていない。私立側としてはやむを得ず文書をもつて「中間報告に対する私立幼稚園の見解」をあきらかにすることになった。原案を日私幼童事務局が作成して、それを全国理事会で修正可決をしたわけだが、当然のことながら私立は、現行の三歳と五歳をくぎりとする就学前教育制度を維持する立場に立っての改善要求である。長文のものなので、問題点にそつて、二、三抜粋を記しておく。

1は、中間報告で述べられている五歳就学に関する反論の観点。

(1) 幼稚園は、三歳と五歳の幼児教育施設として、すでに九十年の歴史をもつて、定着した制度となっており、小学校も同様であるということ。

(2) 幼稚園教育が構造的に全教育分野の基礎部分であることから、いやしくも、上部からの便宜のために幼稚園の問題が論じら

れないようになると」ということ。

(3) 各学校段階の問題は、当該学校関係者の意見が尊重されなければならぬということ。(この点、幼稚園の六三%、園児の

七六%を占めている私立幼稚園関係代表者が委員に加えられていないことに問題があるということ)

二は、三歳児保育の効果に関する反論の観点。

(1) 委員会は国立教育研究所調査として「三年保育の効果につ

いては、判断できる材料が不足している」としているが、これは三歳児の収容率一二%と関連するものであって、これをもつてただちに現在の定着した幼稚園から三歳児を除外しなければならないという重大な決定的な理由にはならないということ。

(2) 國際公教育會議の勧告にもあるとおり、「就学前教育施設

に出席することは、あらゆる身体、精神的欠陥をみやかに見つけ出すことに役立つということ、そしてこのような身体的・精神的

欠陥はできるだけ早く見つけ出されれば、より早く治療し改善す

ることができる」とこと。および「都市化の進行や家族構成の変化

などによる幼児の保護および教育を充実するため」からいえば、

三歳児の収容率を高めるようにすること」、そ、近代社会の任務とすべきではないかということ。

三、消すことのできない私立の実績

振興七ヶ年計画を振り返って、その実績面から検討すれば、この計画は大失敗であったといえるだろう。計画の目標は、人口一

万以上の幼稚園のない市町村に園を新設していくことであつた

が、対象となつた地域に増設された公立は四ヶ年でわずかに五

〇、当初の計画は七ヶ年で二七七五園が予定されていた。私立は

この期間に一二二、計画では七ヶ年で二八七園が予定されている。

振興計画の内容をそこまでむずかしく考えずに年々の新設数だけを取上げてみれば、これまでに国立八、公立六四三、私立一二

四八、の計一九九九園となかなかにぎやかである。しかしこれと

ても、経営が曲り角にきている私幼の増勢に支えられての数なの

だから皮肉なものである。

振興計画の最後の年度は四十五年だが、計画終了時に先だって中教審の結論が出されるということになる。もしここで「五歳からの就学」が本気でうたわれるようなことがあつたら、私立の立場にあるものはそれをどう受けとめたらいのだろう。そうなつたら、「法廷鬭争だ」と思ふべきもあるようだが、一九七〇年

は保育界にとってもあれこれと荒れ氣味の、なかなかむずかしい年になりそうである。